| | |
|---|---|
| 五 Any person who owns, uses, operates, designs, manufactures, maintains, alternates or inspects unmanned aircraft or who designs, manufactures, maintains or alternates equipment or parts of unmanned aircraft | 五 Any person who owns, uses, operates, designs, manufactures, maintains or alternates unmanned aircraft |
| 五の二 Any designated unmanned aircraft remote pilot certificate testing agencies | （新設） |
| 五の三 Any registered unmanned aircraft remote pilot training organizations | （新設） |
| 五の四 Any registered unmanned aircraft remote pilot renewal training organizations | （新設） |
| (2)～(4)　（略） | 五の二　（略） |
| Article 158 (Offences of Refusal etc. of On-Site Inspection) | (2)～(4)　（略） |
| （略） | Article 158 (Offences of Refusal etc. of On-Site Inspection) |
| | （略） |

（運輸安全委員会設置法施行規則の一部改正）

**第二条**　運輸安全委員会設置法施行規則（平成十三年国土交通省令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （法第二条第一項第二号の国土交通省令で定める重大なもの）<br>**第一条**　運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号。以下「法」という。）第二条第一項第二号の国土交通省令で定める重大なものは、次に掲げるものとする。<br>一　無人航空機による人の死傷<br>二　無人航空機による物件の損壊であって、次に掲げるもの<br>イ　現に人がいる建造物又は車両、船舶等の移動施設の破壊<br>ロ　当該損壊（イに掲げるものを除く。）により、電気供給施設、電気通信施設、交通施設（車両、船舶等の移動施設を含む。）、教育施設、医療施設、官公庁施設その他の公益的施設の運営に支障が生じたもの<br>ハ　イ及びロに掲げるもののほか、特に異例と認められるもの<br>三　航空機との衝突又は接触<br>（法第二条第二項第二号の国土交通省令で定める事態）<br>**第二条**　法第二条第二項第二号の国土交通省令で定める事態は、次に掲げる事態とする。<br>一・二　（略）<br>三　無人航空機を飛行させる者が飛行中航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認めた事態<br>四　航空法施行規則第二百三十六条の八十六各号に掲げる事態であって、特に異例と認められるもの<br>**第三条～第五条**　（略） | （新設）<br>（法第二条第二項第二号の国土交通省令で定める事態）<br>**第一条**　運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号。以下「法」という。）第二条第二項第二号の国土交通省令で定める事態は、次に掲げる事態とする。<br>一・二　（略）<br>（新設）<br>（新設）<br>**第二条～第四条**　（略） |